

令和 7 年度旭川市介護助手導入推進事業実施業務について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和 7 年 5 月 1 4 日

旭川市長 今 津 寛 介

1 契約担当部局

〒 0 7 0 - 8 5 2 5 旭川市 7 条通 9 丁目総合庁舎 2 階

旭川市福祉保険部長寿社会課地域包括ケア推進係

電話 0 1 6 6 - 2 5 - 9 7 9 7

FAX 0 1 6 6 - 2 9 - 6 4 0 4

E-mail chojushakai@city.asahikawa.lg.jp

2 業務の概要

- (1) 業 務 名 令和 7 年度旭川市介護助手導入推進事業実施業務
- (2) 業務内容 別に定める旭川市介護助手導入推進事業実施業務仕様書のとおりとする。
- (3) 履行期間 令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 企画提案書の提出の日において、社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）に規定する社会福祉法人のうち、市内で入所・居住系の介護事業所を運営していること。
- (2) 企画提案書の提出日において、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募の日から企画提案書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 企画提案書の提出の日において、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) 企画提案書の提出の日において、市税の滞納がない者であること。

4 実施要領等の交付期間及び方法

旭川市介護助手導入推進事業実施業務に係る公募型プロポーザル実施要領及び様式等（以下「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

- (1) 交付期間
令和 7 年 5 月 1 4 日（水）から令和 7 年 5 月 3 0 日（金）まで
- (2) 交付方法
1 の場所で交付するほか、旭川市のホームページからのダウンロードにより交付する。

ホームページ URL

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/koureisya/osirase/d081799.html>

5 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

- (1) 提出期限 令和7年6月2日（月）午後5時
- (2) 提出場所 1に同じ。
- (3) 提出方法 持参によることとし、郵送、電子メール又はファクシミリによるものは認めない（受付は、土曜日、日曜及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。）。
- (4) 提出書類
 - ア 企画提案書（様式1）及び企画提案書別紙 6部
 - イ 納税証明書の写し（市税に滞納がないことの証明） 1部
 - ウ 当市内の事業所一覧 1部

6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

7 受託候補者の特定

旭川市介護助手導入推進事業実施業務プロポーザル審査会設置要綱に基づき設置する審査会において、実施要領等で定めた評価基準及び審査方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受託候補者として特定する。

8 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

7において特定された者と協議を行い、内容について合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。ただし、受託候補者が6のいずれかに該当したことが判明した場合は、契約しないことがあるほか、契約締結後においても、本市は催告を要せず契約を解除できるものとする。なお、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合にあっても、本市は一切の損害を負担しない。

(2) 契約保証金

要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則（昭和39年旭川市規則第22号）第24条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否 要する。

(4) 支払条件 後払いとする。

9 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書等に関するプレゼンテーション及びヒアリングは行わない。
- (3) 企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、企画提案者の負担とする。
- (4) 提出された書類は返還しない。
- (5) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- (6) 詳細は実施要領等による。